

衆議院法務委員会ニュース

平成 25.11.1 第 185 回国会第 3 号

11 月 1 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案（内閣提出、第 183 回国会閣法第 52 号）

・谷垣法務大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。

（参考人）公益社団法人日本てんかん協会副会長	久保田 英 幹君
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長	川 崎 洋 子君
公益社団法人日本精神神経学会理事	三 野 進君

（質疑者及び主な質疑内容）

古 賀 篤君（自民）

- ・法律案第 3 条第 2 項の「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」について、第 183 回国会では道路交通法における運転免許の欠格事由を参考にして定めるとの答弁があったが、両者はどのような関係にあるのか、伺いたい。
- ・直近における交通事犯の受理件数と交通事犯による保護観察対象者数を伺いたい。
- ・刑務所における交通事犯者に対する改善指導の内容、保護観察における少年交通事犯者に対する指導の内容、保護観察における交通事犯者の再犯防止に向けた対策の充実、強化のための取組について、伺いたい。
- ・保護観察において重要な役割を果たしている保護司については、人数が減少傾向にあり、高齢化も進んでいるが、現状に対する法務省の取組を伺いたい。また、保護司の経済的な負担を軽減するための支援策について、法務大臣に伺いたい。

横 路 孝 弘君（民主）

- ・てんかん患者による事故には、安定した治療関係を持たない人によるものが多いと思われるが、今回の法律案の有効性について、久保田参考人の意見を伺いたい。
- ・特定の病気と危険運転の関係を示す医学的根拠の有無について、三野参考人の意見を伺いたい。
- ・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の活動状況及び精神障害者の生活状況について、川崎参考人の意見を伺いたい。
- ・危険運転致死傷罪の対象として一定の病気を政令で定めることに関し、専門家である参考人から出された様々な指摘について、法務大臣の感想を伺いたい。

権 名 毅君（みんな）

- ・法律案第 3 条第 2 項の「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるもの」に関して、他国では罪

の加重の対象となる病気についてはどのような定め方をしているのか、久保田参考人に伺いたい。

- ・本法律案で危険運転致死傷罪の類型として定められなかった過労運転については、今後、類型化して重罰化を検討する必要があると考えるが、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・法律案第 4 条の「その他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為」と道路交通法の救護義務違反の関係について、伺いたい。

林 原 由 佳君（維新）

- ・過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪の立証方法及び同罪と危険運転致死傷罪、同罪と道路交通法第 72 条の救護義務違反とがそれぞれ同時に成立すると見込まれる場合の適用関係について、伺いたい。
- ・危険運転の場合にもアルコール等の影響発覚を免脱する行為を処罰しなければ、事故現場に留まった者よりそこから逃げた者の方の罪が軽くなる場合があるが、法律案第 4 条の法定刑の妥当性について、伺いたい。
- ・法律案第 6 条により無免許運転であった場合には刑が加重されるが、無免許の態様を類型化して、その類型ごとの危険性に応じた法定刑を導入する必要性について、法務大臣の見解を伺いたい。

高 橋 み ほ君（維新）

- ・厳罰化によって悲惨な自動車事故をどの程度減らせるのか、どのくらいの実証性をもって法改正をしようとしているのか、法務大臣の見解を伺いたい。
- ・飲酒運転で事故を起こした者に、免許の付帯条件としてアルコール・インターロックの付いている自動車の運転に限るとすべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・国が補助金を出してアルコール・インターロックの導入を促進すべきと考えるが、見解を伺いたい。
- ・本法律案は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内に

において政令で定める日から施行されるものとされているが、本法律案第3条第2項の対象となる病気について不利益や差別を助長しないように、その趣旨の周知するための期間として6月で十分なのか、伺いたい。また、周知や啓発とは具体的に何をする予定なのか、伺いたい。

西野弘一君（維新）

- ・無免許運転者が道路標識の意味が分からないと主張した場合に故意であると認定されず、危険運転致死傷罪が適用されない可能性について、伺いたい。
- ・無免許運転を繰り返し行い運転技能を有したと認められた者と無免許運転を初めて行った者との罪状の差異について、伺いたい。
- ・無免許運転を繰り返し行い運転技能を有したと認められ、自動車運転過失致死傷罪が適用された事案で、仮に無免許運転が初めてだった場合に危険運転致死傷罪が適用される可能性について、伺いたい。
- ・血中アルコール濃度によって罪状が変わることについては是非について、伺いたい。